平成２５年（フ）第１６１９号
大阪市天王寺区舟橋町６番８号
債務者　中川　　正
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７７２号
大阪府枚方市池之宮２丁目７番２―205号
債務者　片岡　航志
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８２７号
大阪市平野区長吉出戸２丁目20番22―304号
債務者　前田　紀子
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２００５号
大阪府高槻市登町18番Ｂ８―208号
債務者　飛弾　勝則
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２００８号
大阪市西成区鶴見橋３丁目９番13号
債務者　木下幸子こと　朴　　幸子
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１１４号
大阪市東住吉区中野２丁目８番２―505号
債務者　橋本　信子
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１２４号
大阪市淀川区十三本町２丁目８番７号　ホワイトアベニュー601号
債務者　中村ひとみ
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１３３号
大阪市東住吉区山坂１丁目５番14―701号
債務者　石川　幸代
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１３４号
大阪市東住吉区山坂１丁目５番14―701号
債務者　石川　美穂
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１３６号
大阪府池田市大和町２番６号　203
債務者　野崎　　茂
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１４３号
大阪府茨木市東太田１丁目５番618号　サニーハウス茨木
債務者　上　美千世
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１５０号
大阪市鶴見区放出東１丁目18番15―501号
債務者　松原　和幸
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１５９号
大阪市浪速区戎本町２丁目４番３―807号
債務者　龍田　伸吾
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１７６号
大阪市淀川区新北野１丁目12番10―703号
債務者　松下　　亨
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３号
青森県むつ市大畑町本町62―５　コーポ石川１―２、住民票上の住所青森県むつ市金曲１丁目１番68号
債務者　中西　裕平
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７９号
青森市桂木２丁目10番地６
債務者　猪股　明美
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８２号
青森市久須志４丁目26番24号
債務者　工藤　朋也
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４４号
山口県防府市大字浜方23番地の３　ヴァンクールＢ棟201、前住所山口県防府市大字田島324番地の14
債務者　山田　純子
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
山口地方裁判所民事部破産係